

【様式 01】 高大連携公開授業シラバス

* 科目 No.	18101
----------	-------

1. 開設大学	広島修道大学 法学部	開講場所 (キャンパス・施設)	本学
2. 科目名	法律基礎A (裁判と法)		
	学問分野	番 号	21 名 称 法学
3. 担当教員	矢部恒夫 (法学部 法律学科)		
4. 開講学期	集中		
5. 開講期間 (曜日) 開講時間	平成 29 年 8 月 7 日 (月) ~ 平成 29 年 8 月 9 日 (水)		
	(8 月 7 日 : 3・4 限, 8 月 8 日 : 2~4 限, 8 月 9 日 : 2~4 限) ----- 2 限 10 : 45~12 : 15 3 限 13 : 05~14 : 35 4 限 14 : 50~16 : 20		
6. 募集定員	10 人 (総授業定員 200 人)		
7. 科目内容・ 授業計画	<p>毎日、さまざまなニュースが報道されていますが、その中に、「裁判員裁判で懲役 3 年の実刑が言い渡されました。」「損害賠償として 500 万円を支払うよう命じられました。」という、いわゆる司法関係も数多く含まれています。</p> <p>テレビの番組にも法律相談・問題を扱うものがあったり、ニュースやワイドショーで弁護士 (元検察官や元裁判官を含む) がコメンテーターとして発言したり、法律に関する関心を前提とした番組編成がされています。</p> <p>日常的に生じるさまざまなもめごと (紛争) のすべてが法律で解決されるわけではなく、また、それが求められているものではありません。しかし、裁判は、紛争を法的に解決する制度として存在し、機能しています。</p> <p>この授業では、裁判とは何か、裁判は誰がどのようにかかわっているか、裁判にはどのような種類があるか、といったことについて、市民参加の「裁判員制度」、トラブルの駆け込み窓口である「法テラス」、裁判ではない紛争解決をめざす ADR をも取り上げながら、考えていきます。裁判という紛争の法的解決手段について関心を持ち、理解するための学習へのきっかけになることをめざします。</p> <p>第 1 回 裁判と法について 第 2 回 裁判所と裁判に携わる人々 第 3 回~第 5 回 民事裁判 (行政訴訟、労働裁判を含む。) 第 6 回・第 7 回 刑事裁判、裁判員制度 第 8 回 ADR、法テラス</p>		
8. 受講料	無料		
9. 別途負担費用	(テキスト代・実習料等) なし		
10. 学習記録	交付する		<input type="checkbox"/> 交付しない
11. 科目等履修生	受け入れる		
	単位数	単位	
	受入学年	高校 年生以上 (二次募集時 年生)	
	試験・評価 特記事項	<input type="checkbox"/> 受け入れない	
12. 開講条件※1 あり・ <input type="checkbox"/> ない	① 最少開講人数 ( 人)		
	② 不開講通知日 (7 月 14 日 (金) 以前の開講科目は 3 月末まで / 7 月 15 日 (土) 以降の開講科目は 6 月末まで)		
13. その他特記事項	受講者についての制限事項、事前に予習しておく資料・文献など特記すべきこと 授業で参照する法令集は貸与します。		
14. 開設大学への 交通手段	<a href="http://www.enica.jp/">http://www.enica.jp/</a> から開設大学のホームページにジャンプして確認してください。		

※申込時点で原則、受講できます。ただし、開講条件で不許可・不開講があった場合は受講申込者へ通知します。